

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

〔カリフォルニア法典〕 第十四編 留置権

(発行年 / Year)

1910

カリフォルニア法典第十四編 留置権

第二章 抵當

第一節 抵當総則

抵當、何ゾ 五九

抵當トハ占有ヲ移スコトヲ要セスレテ行為ノ履行ヲ保スル為メニ特定財産ヲ質入スルノ契約ナリ

抵當ノ留置権ヲ特別ナル場合 五〇

紐一六〇八 及對ノ明約ナキ以上ハ抵當ノ留置権ハ特別ノモノコレテ占有ノ有無ヲ問ハサルナリ

利益ノ移轉ヲ抵當ト見做ス場合 二九二

一六〇九 他ノ行為ノ履行ノ担保トシテ為ス財産上ノ利益ノ移轉ハ抵當ト見做サル但動産ノ場合コ

本條ノ規定ハ船舶抵當及積荷抵當ヲ拘束セス 二九三

於テ實際占有ヲ移ストキハ質ト見做サレテ本條ノ例外トス 一六一〇

解除服ニシテ移轉ノ付証ニシテ明テ許ス 二九三

有スルモ本條ノ規定ニ拘束セラレス 一六二

解除服ニシテ移轉ノ付証ニシテ明テ許ス 二九三

証スルヲ得證書ノ文言ニ此事實ノ現ハレサルモ可ナリ但シ善意且有償ニ取得セル登記證書

又ハ善意ニ取得シ現行法ノ規定ニ從ヒ職權アリモノノ登記ヲ受ケタル財産上ノ負担ニ関シ

テハ此証明ヲ對抗スルヲ得ス 一六一二

移轉スルコトヲ得ル財産上ノ利益ハ總テ之ヲ抵當ニ入ルルヲ得 一六一三

抵當入主ニ對シテ併持セラレ居ル財産ノ上

及對併持タル財産ニシテ抵當ニ入ルルコトヲ得

抵當ニ入ルルヲ得ル

及對併持タル財産ニシテ抵當ニ入ルルコトヲ得

抵當ニ入ルルヲ得ル

及對併持タル財産ニシテ抵當ニ入ルルコトヲ得

抵當ニ入ルルヲ得ル

及對併持タル財産ニシテ抵當ニ入ルルコトヲ得

抵當ニ入ルルヲ得ル

決典調査會

賣却權 二九六

二モ抵當ヲ設定スルコトヲ得 一六一四

其義務ノ担保トシテ抵當ヲ供セル義務ニ違背
シタル後ニ行使スヘキ賣却權又抵當ニ因リテ
抵當取主又ハ其他ノ人ニ與フルコトヲ得

賣却權 二九三

一六一五

抵當ニ基ク賣却權ハ信託ニシテ只民事訴訟法
ノ規定セル方法ニ從ヒテ之ヲ行使スルコトヲ
得 一六一六

何レ上ニ留 二九六

抵當ハ財産ノ讓与ニ因リテ移轉スヘキ一切ノ
物ノ上ニ於ケル留置權ニシテ此ヨリ以外ノ物

又對保持 二九三

留置權ナシ 一六一七

抵當入主ニ對シテ保持セラレル財産ノ抵當
ハ彼又ハ彼ノ代位者カ其財産ノ占有ヲ得タル

法典調査會

時ヨリ効カヲ生ス然レトモ抵當ノ登記以後ニ
此財産ノ利益上ニ生シタル留置權ヨリ優先ナ

抵當抵當 二九三

明示ノ創設契約ナキ以上ハ抵當ハ抵當取主ニ
財産ヲ占有スルノ權利ヲ與ヘス然レトモ抵當
創設ノ後ハ抵當入主ハ新ナル約因ヲ要セスレ

テ此ノ如キ占有ノ變更ヲ合意スルコトヲ得
一六二〇

禁鎖權 二九二

抵當取主ハ民事訴訟法ニ規定セル方法ニヨリ
テ抵當入主ノ受戻權ヲ禁鎖スルコトヲ得

一六二一

抵當ノ留置權ニ服スル利益ヲ有スル者ハ抵當
取主ノ担保ヲ著シク害スル行為ヲ為スコトヲ

荒廢 二九三

得々 一六二二

第二節 不動産ノ抵當

不動産
當、登記 二九三六

創設方法 二九三七

不動産ノ抵當ヲ不動産抵當トイフ
不動産抵當ハ不動産証券ノ作製ニ必要ナル方
式及ヒ條件ヲ備ヘタル書類ヲ以テノモ之ヲ創
設スルコトヲ得 一六二三捺印ナル語ヲ削除
ス

抵當ノ式 二九三六

不動産抵當ハ實際尤ノ方法ニ依リテ為サル

証書ノ難方ハ之ヲ畧ス

抵當ハ人的
主義ヲ以テ 二九三九

明示ノ合意ナキ以上ハ不動産抵當ハ抵當入主
ニ担保ノ附着セル行為ヲ人的ニ履行スルノ義
務ヲ負ハレトス 一六二四注不動産ナル
文字ヲ削除シテ本条ヲ前節ニ置クヘシ

法典調査會

財産カ相
続又遺
言因テ

抵當ニ服スル不動産カ相續又遺言ニ因リテ

移轉シテ
後ハ何人
并濟スル
カ

移轉スル場合ニ於テハ相續人又ハ受遺者ハ抵
當入主ノ財産管理人ニ依ラス自己ノ財産ヨリ
シテ其抵當ヲ并濟セカレハカラス但抵當入主
主ノ遺言中ニ他ノ方法ニテ并濟スヘシト明指
セル場合ハ此限ニアラス 一六二五

如何ニ承認ニ
及ビ登記ス
ヘキカ

不動産抵當ノ譲与ト同一ノ方法ニテ之ヲ承認
證明及ビ登記スルヲ得但抵當ハ持主ノ抵當ノ為
メニ供ヘタル帳簿ニ登記セカレハカラス

一六二六

登記法第
四章及ヒ
第五章ヲ
適用ス

登記スルノ權登記ノ効力又ハ不登記ノ効力ヲ
定ムル為メニハ抵當ヲ不動産証券ト見做シ不
動產移轉ノ登記及ヒ不法ノ移轉ニ関スル法ノ

登記法ニ依リテ保護セラルル
百十四條ニ定義セラルル
頁担ハ千二百六條ニ記載セル登記証書ト同シ
ク一應ハ善意ニ取得シタルモノト推定ス然レ
トモ頁担者ハ頁担ニヨリテ担保セラレタル義
務ガ頁担創設ノ時ニ存在シ現実ニシテ且善意
ノ義務ナルコトヲ不登記証書ニ對抗シテ説明
セザルヘカラス且千二百七條及千二百八條
ニ記載セル規則ニ服セザルヘカラス 新條

後ニ取得セル權利ハ
當取主ノ用ニ供セラ
ル

何ハ當取主
ニシテ登記
セザルヘカ
ラ

抵當譲
渡ノ章
二五四七

適用ヲ受ク

登記法ニ依リテ保護セラルル頁担ハ本法千
百十四條ニ定義セラルル
頁担ハ千二百六條ニ記載セル登記証書ト同シ
ク一應ハ善意ニ取得シタルモノト推定ス然レ
トモ頁担者ハ頁担ニヨリテ担保セラレタル義
務ガ頁担創設ノ時ニ存在シ現実ニシテ且善意
ノ義務ナルコトヲ不登記証書ニ對抗シテ説明
セザルヘカラス且千二百七條及千二百八條
ニ記載セル規則ニ服セザルヘカラス 新條
抵當ノ実行後ニ抵當入主ノ取得セル權利ハ其
実行前ニ取得セルモノ、如ク債務ノ担保トシテ
抵當取主ノ用ニ供ス此ク後ニ取得セル權利ヲ

決典調査會

順次ノ抵當取主ニ充當スル順位ハ後ニ取得セ
ル權利ノナキ場合ニ於テ定メタル順位ノ規則
ニ因リテ定マル本條ハ同一ノ方法ニテ他ノ頁
担ニモ適用ス 新條
他ノ証書ヨリシテ本編第一章ニ記載セル抵當
ヲ為スノ意志アルモノト視ラルヘキ不動産又
ハ不動産上ノ權利ノ讓与ハ抵當トシテ之ヲ登
記セザルヘカラス而シテ之ト同時ニ同所ニ於
テ此讓与又ハ之カ本質ヲ説明スル書類ヲ附記
スルニアラサレハ受讓者ハ此登記ノ利益ヲ受
クルコトヲ得ス 一六二八

不動産抵當ノ讓渡ハ抵當ト同一ノ方法ニテ之
ヲ登記スルコトヲ得然レトモ別ノ帳簿ニ之ヲ
登記セザルヘカラス此讓渡ハ不動産上ノ權利ノ讓与ト同一ノ方式ニテ行使ノ前記又ハ證

明スルニアラセシム

登記スルコトヲ得入登記スルトキハ登記ハ其後
讓渡人ヨリ抵當上ノ權利ヲ受得スル迄テノ人
ニ對スル通知ノ效力ヲ有ス 一六二九

登記セシ不動產抵當ハ登記官ノ面前ニ於テ抵
當ノ弁済ヲ兼認スル者ヲ登記ノ側邊ニ記入シ
抵當取主又ハ其動產相鏡人若クハ讓受人ノ署
名スルコトニヨリテ解除セラレ登記官ハ左ノ
如キ方式ニテ兼認ヲ証ス

方式略 新條

登記セシ不動產抵當ハ前條ノ方法ニ依リテ解
除セラレサルトキハ登記ノ保管吏ニ證書ヲ呈
出スルコトニヨリテ登記上之ヲ解除セラレ證
書ハ抵當ノ既ニ支拂ハレタルカ又ハ其他ノ方

法典調查會

法ニテ弁済シ解除セラレタル者ヲ記載シ登記
移轉ノ章ニ規定セラレタル方法ニ從ヒテ兼認
又ハ証明セラレ且抵當取主又ハ其動產相鏡人
若クハ讓受人ニヨリテ署名セラレタルモノナ
ルヘシ 一六三〇

不動產抵當ノ解除及ヒ其証明又ハ兼認ノ證書
ハ詳細ニ之ヲ記載シ且抵當ノ登記セラレタル
場合ニハ其登記簿ト頁數トヲ引照シ解除ノ詳
細ニ登記セラレタル場合ニハ其登記簿ト頁數
トヲ引照スヘシ 一六三一

登記セシ不動產ヲ弁済スル場合ニ於テハ登記
面ヨリシテ其抵當ノ所有者若クハ占有者ト視
ラルヘキ者又ハ其動產相鏡人ハ抵當財産又ハ

弁済ヲ表
スルコト
トシテ
登記
スル
ニ
シ
テ
ハ
其
他
ノ
方
法
ニ
依
リ
テ
行
フ
コ
ト
ヲ
許
ス

動産抵當 二九六
動産抵當 二九七
動産抵當 二九七
動産抵當 二九七

全 二九五

創設 二九五
方法

実行スル 二九六
代理権

方式 二九六

法典調査會

之ニ存スル留置權ノ上ニ利益ヲ有スル者ヨリ
請求ヲ受ケタル後七日内ニ本章ノ規定ニ從ヒ
此抵當ノ辨濟ヲ承認セサルヘカラス若此期間
内ニ承認ヲ為スコトヲ怠ルカ若クハ之ヲ怠ル
カ若クハ之ヲ拒ムトキハ請求者ニ百拜ヲ拂ヒ
且其懈怠又ハ拒否ヨリ生スルテノ損害ヲ賠償
セサルヘカラス請求者ハ之カ為メニ先ツ承認
者ニ相當ノ手数料ヲ提供スルコトヲ要ス
認者ニ相當ノ罰則ヲ懲罰的賠償ノ章ニ置クヘレ
註本条ノ罰則ヲ懲罰的賠償ノ章ニ置クヘレ

第三節 動産抵當

動産ノ抵當ヲ動産抵當ト云フ
二千九百七十八條ニ規定セル場合ノ外ハ総テ
ノ動産ハ抵當ニ服スルコトヲ得ケルナリ

成育スル收穫物成長スル樹木其他收得スル見
込アル土地ノ果實ハ本条ニ称スル動産ナリ
新条

註紐育ニテハ総テノ動産ハ抵當ニ附シ得ル
モノナリ

動産抵當ハ證書ニ因リ且不動産抵當ヲ創設ス
ルニ必要ナル方式ト同一ノ方式ヲ以テノミ之
ヲ創設スルコトヲ得

動産抵當ヲ実行スル代理権ハ不動産ヲ讓與ス
ルノ代理権ト同一ノ方法ニテ之ヲ書面トナシ
記名承認証明及ヒ登記ヲ為ササルヘカラス
動産抵當ハ實際尤ノ如キ方式ニテ之ヲ為スコ
トヲ得

証明せし五六一
カラス

方式略ス
動産抵當ハ登記スル前ニ不動産抵當ト同一ノ方法ニテ承認及証明ヲ為シ且之ト同一ノ方法ニテ登記セカレハカラス

註之ヲ以テ宣誓ニ代フ

登記せし五六一
カラス

動産抵當ハ其財産ノ全部又ハ一部ノ所在セル所使用セラルル所或ハ移ケル所ノ區^{カラス}若シ抵當入主ニシテ本州ノ住人タルニ於テハ合セテ其人ノ住スル區ニ於テモ之ヲ登記セカレハカラス一旦登記シタル動産抵當證書ノ謄本ヲ他ノ區ニ於テモ登記スルコトヲ得 新條
十二百十八條ノ規定ハ動産抵當ノ登記ニモ遠

法典調査會

別々ノ場所ニ於テ
登記せし五五

用セラレヘシ 新條

單一ノ動産抵當カ本節ノ規定ニ因リ別々ノ場所ニ於テ別々ノ登記ヲ為スコトヲ要スル性質ノ諸物ヲ包含スルカ又ハ別々ノ場所ニ於テ別々ノ登記ヲ為スコトヲ要スルカ如キ場所ニ所在スルトキハ其動産抵當ハ遠當ニ登記セラレタル物ト遠當ニ登記セラレタル場所ニ屬シテノ之ヲ有效トス 一六三七

登記せし五六一
カラス
間ノ履行期

動産抵當ノ抵當取主ハ抵當ノ日ヨリ彼ノ住所ト此抵當ヲ登記スヘキ登記局トノ間ノ距離ノ二十哩毎ニ一日ノ猶豫ヲ與ヘラル此期間中ハ抵當ハ登記セラレタルト同一ノ效力ヲ有ス 新條

運送人財
産ハ例外
ナリ

運送人財
産ヲ登記
スル場所

財産格
二九六

當ノ效力
カ受ケル
場合

全
二九七

註本条ハ削除スルカ又ハ元テノ不動産證書
及ヒ不動産抵當ニモ擴張スヘシ

抵當取主ノ占有ヨリシテ抵當入主ノ住スル區
又ハ抵當財産ヲ使用スヘキ場所ヘノ運送中ニ
アル財産ハ運送ニ要スル相當ノ期間中ハ登記
ノ區ニ所在セルモノトセラルヘシ

運送人ノ業務ヲ行フニ用スル財産ノ抵當ハ其
運送人ノ事務ノ本據ノ所在セル區ニ於テ之ヲ

登記セサルハカラス此登記ハ債權者後ノ買主
及ヒ負担權者ニ對シテハ抵當ハ恰モ總テノ區

ニ於テ登記セラレタルト同一ニ總テノ區ニ於
テ抵當ヲ保護スルノ效力アリ 新條

二千九百六十七條及ヒ二千九百六十八條ニ規
定セル場合ノ外ハ本節ノ規定ニヨリテ抵當ニ

法典調査會

入レラレタル動産ガ抵當入主ニ因リ抵當ヲ登
記セル區ヨリ随意ニ動カサルルカ又ハ其他ノ

方法ニテ動カサレタルトキ之カ設置ニ要スル
相當ノ期間ノ終了後ニ尚登記區外ニ捨テ置カ

レタルトキハ其動産ハ抵當ノ效力ヲ受ケサル
ヘシ但其動産ハ次條ノ規定ニ因リ質トシテ取

ラレタルトキハ此限ニアラス 新條
抵當入主ハ自ラ抵當財産ヲ抵當ノ登記セラレ

ル區ニ動カシ又ハ他人カ之ヲ動カシタル場
合ニ随意ニ其依其処ニ捨置クトキハ抵當取主

ハ假令債務ノ満期ニ至ラカニ場合ト雖モ其財
産ヲ占有シ債務ノ辨済ニ對スル質トシテ之ヲ

質トシテ之ヲ

處方スルコトヲ得 新條

後ハ動産抵當ハ抵當入主ノ債權者後ノ善意ノ買主又ハ買主權者ニ對シテ效力ヲ失フ但三ヶ月内ニ留置權ヲ禁鎖スルノ手續ヲ始ムルトキハ此限ニアラス高抵當ヲ延長セシトスルニハ新ナル抵當ヲ要ス 新條

動産抵當 二九七
登記通知
ヲ以テ

本節ノ規定ニ從ヒテ為シタル動産抵當ノ登記ハ總テノ債權者後ノ買主及ビ買主權者ニ對シテ抵當通知ノ效力有ス 一六三五

動産抵當 二九七
登記通知
何ニ非濟
セラルルハ

動産抵當ハ登記スルカ又ハ直テ引渡ヲ受ケ爾後継続シテ實際ニ之ヲ占有スルニアラサレハ抵當入主ノ債權者後ノ善意且有償ノ買主

法典調査會

非濟ノ方法 二九七

動産抵當 二九七
禁鎖スル
ルコトヲ得

及ビ買主權者ニ對シテ無効ナリ 一六三四
動産抵當ハ登記上ノ動産抵當ト同一ノ方法ニテ之ヲ非濟スルコトヲ得 二千九百四十八條二千九百四十九條二千九百五十條及ヒ二千九百五十一條ハ動産抵當ニモ適用セラル 新條
動産ノ抵當取主ハ債務ノ満期ニ於テ質ノ編ニ規定セル方法又ハ民事訴訟法ノ手續ニ因リ財産ヲ賣却シテ抵當入主ノ受戻權ヲ禁鎖スルコトヲ得 一六三三

動産抵當 二九七
債權者ノ
非濟

動産ノ抵當入主ノ債權者ハ區裁判所ニ出訴シテ抵當入主ノ利益ヲ其債務ノ非濟ニ服セシムルコトヲ得此場合ニ於テ法廷ハ他ノ民事ニ於ケルト同一ノ方法ニテ担保權ノ債權ヲ満期前

債權者
救済者
二九七

二九七

二 辨済スルコトヲ命シ禁令ヲ出シ留置權ノ優
先ノ前後ヲ定メ而シテ賣却ヲ命スルコトヲ得
斯ノ如キ場合ニ於テハ抵當及ヒ抵當ノ附着セ
ル債務ガ善意且有償ニ創設セラレ決シテ債權
者ヲ防碍又ハ詐欺スルモノニアラサルコトヲ
證スルノ責ハ抵當入主又ハ抵當取主ニアリ

新条

動産ノ抵當取主ノ債權者ハ民事訴訟法ニ規定
スル如ク抵當財産及ヒ債務上ニ抵當取主ノ有
スル利益ニ對シテ救済權ヲ有ス 新条
本節ハ船舶ノ全部又ハ一部ノ抵當ニ適用セス
船舶ノ抵當ハ國會ノ條例ニヨリ他ノ方法ニテ
登記セラレハキモノトス